



目 次

規 則	ページ
◎知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	1

規 則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月5日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第66号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年高知県規則第144号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規定による」を「規定に基づき」に改める。

第4条第2号及び第3号中「の職員」を「に掲げる職員」に改める。

第5条の見出しを「（個人情報開示請求書及び特定個人情報開示請求書）」に改め、同条中「別記第2号様式」を「特定個人情報を除く個人情報にあっては別記第2号様式に、特定個人情報にあっては別記第3号様式」に改める。

第6条第1号中「被保険者証」を「被保険者証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第16条第2項において「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）」に改め、同条第3号中「第1号」を「当該開示請求をする者に係る第1号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 本人に代わって本人の委任による代理人が請求するとき当該代理人に係る第1号に規定する書類並びに本人の実印を押印した委任状及び当該実印の印鑑証明書その他その資格を証明する書類として知事が認めるもの

第7条第1項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2項第1号中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同項第2号中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改め、同項第3号中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同項第4号中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同項第5号中「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条第3項中「別記第9号様式により」を「別記第10号様式による個人情報の開示に関する通知書により」に改める。

第8条第3項中「そのおそれがあるとき」を「そのおそれがあると認めるとき」に改める。

第9条の見出しを「（個人情報開示請求事案移送通知書）」に改め、同条中「別記第10号様式による個人情報開示請求に係る事案移送通知書」を「別記第11号様式による個人情報開示請求事案移送通知書」に改める。

第11条の見出しを「（費用負担の額等）」に改め、同条第1項中「第24条」を「第24条第1項」に改め、同条第2項中「公文書」を「公文書等」に改め、同条第3項中「第24条ただし書」を「第24条第1項ただし書」に、「既に」を「既に公文書等の」に改め、同条に次の3項を加える。

4 条例第24条第2項の規定に基づき特定個人情報の開示をする場合において公文書等の写し等の交付に要する費用の額を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 当該特定個人情報に係る本人が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、公文書等の写し等の交付に要する費用の額を免除することが適当であると知事が認めた場合

5 条例第24条第2項の規定に基づき特定個人情報の開示をする場合において公文書等の写し等の交付に要する費用の額の免除を受けようとする者は、当該写し等の交付を受ける前に別記第12号様式による特定個人情報開示費用免除申請書に前項各号に掲げる場合に該当することを証明することができる書類を添えて知事に提出しなければならない。

6 条例第24条第2項の規定に基づき特定個人情報の開示をする場合において公文書等の写し等の交付に要する費用の額を減額する場合及び当該減額する場合の額は、知事が別に定める。

第12条の見出しを「（個人情報訂正請求書及び特定個人情報訂正請求書等）」に改め、同条第1項中「別記第11号様式」を「特定個人情報を除く個人情報にあっては別記第13号様式に、特定個人情報にあっては別記第14号様式」に改め、同条第2項中「個人情報開示決定通知書若しくは」を「第7条第2項第1号の個人情報開示決定通知書若しくは同項第2号の」に改める。

第13条第1項中「別記第12号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条第2項第1号中「別記第13号様式」を「別記第16号様式」に改め、同項第2号中「別記第14号様式」を「別記第17号様式」に改め、同項第3号中「別記第15号様式」を「別記第18号様式」に改める。

第14条の見出しを「（個人情報訂正請求事案移送通知書）」に改め、同条中「別記第16号様式による個人情報訂正請求に係る事案移送通知書」を「別記第19号様式による個人情報訂正請求事案移送通知書」に改める。

第15条の見出しを「（個人情報取扱是正請求書及び特定個人情報取扱是正請求書）」に改め、同条中「別記第17号様式」を「特定個人情報を除く個人情報にあっては別記第20号様式に、特定個人情報にあっては別記第21号様式」に改める。

第16条第1項中「別記第18号様式」を「別記第22号様式」に改め、同条第2項第1号中「第8条」を「第8条又は番号法第20条若しくは第28条」に、「別記第19号様式」を「別記第23号様式」に改め、同項第2号中「別記第20号様式」を「別記第24号様式」に改め、同項第3号中「又は第11条」を「若しくは第11条又は番号法第19条」に、「別記第21号様式」を「別記第25号様式」に改め、同項第4号中「第11条」を「第11条並びに番号法第19条、第20条及び第28条」に、「別記第22号様式」を「別記第26号様式」に改め、同項第5号中「別記第23号様式」を「別記第27号様式」に改める。

第17条の見出し中「公表」を「公表の方法」に改め、同条中「行う」を「する」に改める。

別記様式を次のように改める。

**別記**

**第1号様式**（第2条関係）

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の区分		<input type="checkbox"/> 部共通 <input type="checkbox"/> 出先機関共通 <input type="checkbox"/> 固有	
個人情報取扱事務を所管する組織の名称	登録	登録年月日	年 月 日
	保有	変更年月日	年 月 日
個人情報取扱事務の名称			
個人情報を収集する目的及び理由			
個人情報を収集する根拠法令等			
個人情報の対象者の範囲			
個人情報 の 項目	特定個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害の状況 <input type="checkbox"/> 身体の状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	資産及び収入	<input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	収集の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 委員会意見 法令等の名称	
	その他	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	制限に関する事項	個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（条例第8条第4項第 号該当（答申第 号）） 本人以外の区分 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 当該実施機関（利用元： ）
個人情報の目的外利用の有無及び利用先		<input type="checkbox"/> 有（条例第9条第 項第 号該当（答申第 号）） <input type="checkbox"/> 無 目的外利用の利用先	
個人情報の目的外提供の有無及び提供先		<input type="checkbox"/> 有（条例第10条第1項第 号該当（答申第 号）） <input type="checkbox"/> 無 目的外提供の提供先 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
個人情報のオンライン結合の有無		<input type="checkbox"/> 有（答申第 号（ 年 月 日協議承認）） <input type="checkbox"/> 無	
外部委託又は公の施設の管理代行の有無及び業務内容		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 業務内容	
※登録番号	所属コード	番号	
備考			

備考 ※印欄は、高知県総務部文書情報課において記入する。

**第2号様式**（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 郵便番号  
住所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

個人情報開示請求書

高知県個人情報保護条例第15条第1項（第2項・第3項）の規定に基づき、次のとおり個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る個人情報の内容			
本人の状況（法定代理人が請求者となる場合に記入してください。）	本人の住所		
	本人の氏名		
	本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
本人との関係（死者に関する個人情報の開示請求の場合に記入してください。）	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 配偶者		
	<input type="checkbox"/> 生前における法定代理人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付		

※下欄には、記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書 その他（ ）		
個人情報取扱事務	名称		
	担当課（所）	電話番号	内線
備考			

- 注 1 本人が開示請求をする場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人が開示請求をする場合は、当該法定代理人の本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記事項証明書等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、法定代理人が法人であるときは、当該法人の代表者印を「請求者」の「氏名」欄に押印して、その印鑑証明書を提出してください。
- 3 死者に関する個人情報の開示請求をする場合は、当該請求者の本人であることを証明する書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 郵便番号  
住所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

特定個人情報開示請求書

高知県個人情報保護条例第15条第1項（第2項・第3項）の規定に基づき、次のとおり特定個人情報の開示を請求します。

Table with 2 columns: 開示請求に係る特定個人情報の内容, and details including 本人の状況, 本人との関係, 開示の方法.

※下欄には、記入しないでください。

Table for additional information including 本人等の確認, 個人情報取扱事務, and 備考.

- 注 1 本人が開示請求をする場合は、本人であることを証明する書類...
注 2 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示請求をする場合は...
注 3 死者に関する特定個人情報の開示請求をする場合は...

第4号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



個人情報開示決定期間延長通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の開示については、高知県個人情報保護条例第20条第2項の規定に基づき、次のとおり開示請求に対する決定期間を延長しましたので、通知します。

Table with 2 columns: 開示請求に係る個人情報の内容, and 決定期間の延長の理由, 備考.

**第5号様式**（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の開示については、高知県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日		
開示請求に係る個人情報の内容			
個人情報の開示する日時及び場所	日時	年 月 日 時 分	
	場所		
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号	内線	
備考			

- 注 1 指定された開示の日時に来られないときは、あらかじめ個人情報取扱事務の担当課（所）に連絡してください。
- 2 本人が個人情報の開示を受けるときは、この通知書及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）の原本を開示の場所以て提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人又は本人の委任による代理人が個人情報の開示を受けるときは、この通知書及び当該法定代理人又は代理人の本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人又は代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記事項証明書等又は委任状、印鑑証明書等）の原本を開示の場所以て提示し、又は提出してください。
- 4 死者に関する個人情報の開示を受けるときは、この通知書及び当該開示を受ける者の本人であることを証明する書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）の原本を開示の場所以て提示し、又は提出してください。

**第6号様式**（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の開示については、高知県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日		
開示請求に係る個人情報の内容			
個人情報の一部の開示をしない理由			
個人情報の開示する日時及び場所	日時	年 月 日 時 分	
	場所		
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号	内線	
備考			
注	<p>1 指定された開示の日時に来られないときは、あらかじめ個人情報取扱事務の担当課（所）に連絡してください。</p> <p>2 本人が個人情報の開示を受けるときは、この通知書及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）の原本を開示の場所以て提示し、又は提出してください。</p> <p>3 法定代理人又は本人の委任による代理人が個人情報の開示を受けるときは、この通知書及び当該法定代理人又は代理人の本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人又は代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記事項証明書等又は委任状、印鑑証明書等）の原本を開示の場所以て提示し、又は提出してください。</p> <p>4 死者に関する個人情報の開示を受けるときは、この通知書及び当該開示を受ける者の本人であることを証明する書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）の原本を開示の場所以て提示し、又は提出してください。</p>		

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 第7号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事

印

## 個人情報非開示決定通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の開示については、高知県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示をしないことを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日
開示請求に係る個人情報の内容	
個人情報の開示をしない理由	
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号 内線
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 第8号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事

印

## 個人情報開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の開示については、高知県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日
開示請求に係る個人情報の内容	
個人情報の存否を明らかにしない理由	
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号 内線
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 第9号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事

印

## 個人情報不存在決定通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の開示については、高知県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり個人情報が存在しないことを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日
開示請求に係る個人情報の内容	
個人情報が存在しない理由	
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号 内線
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 第10号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事

印

## 個人情報の開示に関する通知書

年 月 日付であなたに関する情報が記録されている個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の開示請求があり、高知県個人情報保護条例第16条第2項の規定に基づき次のとおり開示（部分開示）をすることを決定しましたので、同条例第20条第6項の規定により通知します。

なお、この決定については、同項の規定に基づき意見を述べることができます。

処分決定年月日	年 月 日
開示請求に係る個人情報の内容	
開示をする個人情報に記録されているあなたに関する情報の内容	
個人情報の開示をする理由	
個人情報の開示をする日時	年 月 日 時 分
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号 内線
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**第11号様式**（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 

個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の開示については、高知県個人情報保護条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

なお、個人情報の開示請求に対する決定は、事案の移送を受けた実施機関が行います。

開示請求に係る個人情報の内容	
個人情報の開示請求に係る事案を移送した担当課（所）	電話番号 内線
個人情報の開示請求に係る事案を移送した理由	
個人情報の開示請求に係る事案の移送を受けた担当課（所）	電話番号 内線
備考	

**第12号様式**（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号  
住所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

特定個人情報開示費用免除申請書

高知県個人情報保護条例第24条第2項の規定に基づく特定個人情報の開示に係る公文書等の写し等の交付に要する費用の額の免除を受けたいので、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則第11条第5項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

開示の決定があった特定個人情報の内容	
公文書等の写し等の交付に要する費用の額	円
免除を申請する理由	<input type="checkbox"/> 特定個人情報に係る本人が生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている（受けている扶助の種類： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）

- 注 1 「免除を申請する理由」欄は、いずれかを選択して、括弧内に具体的に記入し、そのことを証明することができる書類を添えてください。
- 2 この申請書は、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の交付を受けた後、特定個人情報の開示に係る公文書等の写し等の交付を受ける前に提出してください。

第13号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 郵便番号  
住所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

個人情報訂正請求書

高知県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報の内容			
個人情報の訂正を求める箇所			
個人情報の訂正を求める内容	訂正前		
	訂正後		
本人の状況（法定代理人が請求者となる場合に記入してください。）	本人の住所		
	本人の氏名		
	本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生）	<input type="checkbox"/> 成年被後見人
本人との関係（死者に関する個人情報の訂正請求の場合に記入してください。）	<input type="checkbox"/> 親	<input type="checkbox"/> 子	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 生前における法定代理人 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※下欄には、記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書 その他（ ）		
個人情報取扱事務	名称		
	担当課（所）	電話番号	内線
備考			

- 注 1 本人が訂正請求をする場合は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人が訂正請求をする場合は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等及び当該法定代理人の本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記事項証明書等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、法定代理人が法人であるときは、当該法人の代表者印を「請求者」の「氏名」欄に押印して、その印鑑証明書を提出してください。
- 3 死者に関する個人情報の訂正請求をする場合は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等及び当該請求者の本人であることを証明する書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
- 4 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則第12条第2項に規定する個人情報開示決定通知書、個人情報部分開示決定通知書等の写しを窓口で提示してください。

第14号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 郵便番号  
住所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

特定個人情報訂正請求書

高知県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり特定個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る特定個人情報の内容			
特定個人情報の訂正を求める箇所			
特定個人情報の訂正を求める内容	訂正前		
	訂正後		
本人の状況（法定代理人又は本人の委任による代理人が請求者となる場合に記入してください。）	本人の住所		
	本人の氏名		
	本人の区分（法定代理人の場合）	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生）	<input type="checkbox"/> 成年被後見人
本人との関係（死者に関する特定個人情報の訂正請求の場合に記入してください。）	<input type="checkbox"/> 親	<input type="checkbox"/> 子	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 生前における法定代理人 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※下欄には、記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書		
	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 その他（ ）		
個人情報取扱事務	名称		
	担当課（所）	電話番号	内線
備考			

- 注 1 本人が訂正請求をする場合は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人又は本人の委任による代理人が訂正請求をする場合は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等及び当該法定代理人又は代理人の本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人又は代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記事項証明書等又は委任状、印鑑証明書等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、法定代理人又は本人の委任による代理人が法人であるときは、当該法人の代表者印を「請求者」の「氏名」欄に押印して、その印鑑証明書を提出してください。
- 3 死者に関する特定個人情報の訂正請求をする場合は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等及び当該請求者の本人であることを証明する書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
- 4 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則第12条第2項に規定する個人情報開示決定通知書、個人情報部分開示決定通知書等の写しを窓口で提示してください。



## 第15号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



## 個人情報訂正決定期間延長通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の訂正については、高知県個人情報保護条例第27条第2項の規定に基づき、次のとおり訂正請求に対する決定期間を延長しましたので、通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間の満了年月日	年 月 日
延長後の決定期間の満了年月日	年 月 日
決定期間の延長の理由	
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号 内線
備考	

## 第16号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



## 個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の訂正については、高知県個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日
訂正請求に係る個人情報の内容	
個人情報の訂正の内容	
個人情報の訂正の理由	
訂正年月日	年 月 日
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号 内線
備考	

## 第17号様式（第13条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事



## 個人情報部分訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の訂正については、高知県個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日
訂正請求に係る個人情報の内容	
個人情報の訂正の内容	
個人情報の訂正の理由	
訂正年月日	年 月 日
個人情報の一部の訂正をしない理由	
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 第18号様式（第13条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事



## 個人情報非訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の訂正については、高知県個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正をしないことを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日
訂正請求に係る個人情報の内容	
個人情報の訂正をしない理由	
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**第19号様式**（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 

個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の訂正については、高知県個人情報保護条例第28条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

なお、個人情報の訂正請求に対する決定は、事案の移送を受けた実施機関が行います。

訂正請求に係る個人情報の内容	
個人情報の訂正請求に係る事案を移送した担当課（所）	電話番号 内線
個人情報の訂正請求に係る事案を移送した理由	
個人情報の訂正請求に係る事案の移送を受けた担当課（所）	電話番号 内線
備考	

**第20号様式**（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 郵便番号  
住所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

個人情報取扱是正請求書

高知県個人情報保護条例第29条第1項の規定に基づき、次のとおり個人情報の取扱いの是正を請求します。

是正請求に係る個人情報の内容		
不適正であると認める取扱事項及び理由		
個人情報の取扱いの是正を求める内容		
本人の状況（法定代理人が請求者となる場合に記入してください。）	本人の住所	
	本人の氏名	
	本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
本人との関係（死者に関する個人情報の是正請求の場合に記入してください。）	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 配偶者	
	<input type="checkbox"/> 生前における法定代理人 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

※下欄には、記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書 その他（ ）	
個人情報取扱事務	名称	
	担当課（所）	電話番号 内線
備考		

- 注 1 本人が是正請求をする場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人が是正請求をする場合は、当該法定代理人の本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記事項証明書等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、法定代理人が法人であるときは、当該法人の代表者印を「請求者」の「氏名」欄に押印して、その印鑑証明書を提出してください。
- 3 死者に関する個人情報の是正請求をする場合は、当該請求者の本人であることを証明する書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。

**第21号様式**（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 郵便番号  
住所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

特定個人情報取扱是正請求書

高知県個人情報保護条例第29条第1項の規定に基づき、次のとおり特定個人情報の取扱いの是正を請求します。

是正請求に係る特定個人情報の内容		
不適正であると認める取扱事項及び理由		
特定個人情報の取扱いの是正を求める内容		
本人の状況（法定代理人又は本人の委任による代理人が請求者となる場合に記入してください。）	本人の住所	
	本人の氏名	
	本人の区分（法定代理人の場合）	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
本人との関係（死者に関する特定個人情報の是正請求の場合に記入してください。）	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 生前における法定代理人 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

※下欄には、記入しないください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 その他（ ）	
個人情報取扱事務	名称	
	担当課（所）	電話番号 内線
備考		

- 注 1 本人が是正請求をする場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人又は本人の委任による代理人が是正請求をする場合は、当該法定代理人又は代理人の本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人又は代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記事項証明書等又は委任状、印鑑証明書等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、法定代理人又は本人の委任による代理人が法人であるときは、当該法人の代表者印を「請求者」の「氏名」欄に押印して、その印鑑証明書を提出してください。
- 3 死者に関する特定個人情報の是正請求をする場合は、当該請求者の本人であることを証明する書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。

**第22号様式**（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 印

個人情報取扱是正決定期間延長通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の取扱いの是正については、高知県個人情報保護条例第32条第2項の規定に基づき、次のとおり是正請求に対する決定期間を延長しましたので、通知します。

是正請求に係る個人情報の内容		
延長前の決定期間の満了年月日	年 月 日	
延長後の決定期間の満了年月日	年 月 日	
決定期間の延長の理由		
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号	内線
備考		

**第23号様式**（第16条関係）第 号  
年 月 日

様

高知県知事



## 個人情報削除決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の取扱いの是正については、高知県個人情報保護条例第32条第1項第1号の規定により、次のとおり個人情報を削除することを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日
是正請求に係る個人情報の内容	
個人情報の取扱いの是正を請求された内容	
個人情報の削除の理由	
削除年月日	年 月 日
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号 内線
備考	

**第24号様式**（第16条関係）第 号  
年 月 日

様

高知県知事



## 個人情報利用中止決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の取扱いの是正については、高知県個人情報保護条例第32条第1項第2号の規定により、次のとおり個人情報の利用を中止することを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日
是正請求に係る個人情報の内容	
個人情報の取扱いの是正を請求された内容	
個人情報の利用を中止する理由	
利用中止年月日	年 月 日
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号 内線
備考	

## 第25号様式（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



## 個人情報提供中止決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の取扱いの是正については、高知県個人情報保護条例第32条第1項第3号の規定により、次のとおり個人情報の提供を中止することを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日
是正請求に係る個人情報の内容	
個人情報の取扱いの是正を請求された内容	
個人情報の提供を中止する理由	
提供中止年月日	年 月 日
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号 内線
備考	

## 第26号様式（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



## 個人情報取扱非是正決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の取扱いの是正については、高知県個人情報保護条例第32条第1項第4号の規定により、次のとおり個人情報の取扱いを是正しないことを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日
是正請求に係る個人情報の内容	
個人情報の取扱いの是正を請求された内容	
個人情報の取扱いを是正しない理由	
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**第27号様式**（第16条関係）

第 年 月 日 号 日

様

高知県知事



個人情報取扱是正請求に係る個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）の取扱いの是正については、高知県個人情報保護条例第32条第1項の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことを決定しましたので、通知します。

処分決定年月日	年 月 日
是正請求に係る個人情報の内容	
是正請求に係る個人情報の存否を明らかにしない理由	
個人情報取扱事務の担当課（所）	電話番号 内線
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、別記様式の改正規定（別記第1号様式に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。